

大阪広域環境施設組合規則第2号

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を
改正する規則

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（平成27年規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第5号中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

第11条中「280,000円」を「315,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

第10号様式中「280,000円」を「315,000円」に改める。

第13号様式中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

第14号様式中「身体障害」を「障害」に、「社会保険事務所」を「年金事務

所」に改める。

第15号様式中「社会保険事務所」を「年金事務所」に、「傷病」を「障害」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例（平成27年条例第40号）第5条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。